

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3622508号  
(P3622508)

(45) 発行日 平成17年2月23日(2005.2.23)

(24) 登録日 平成16年12月3日(2004.12.3)

(51) Int.C1.<sup>7</sup>

F 1

B60R 13/02

B60R 13/02

B

B60J 5/10

B60J 5/10

G

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願平10-171752  
 (22) 出願日 平成10年6月18日(1998.6.18)  
 (65) 公開番号 特開2000-6844(P2000-6844A)  
 (43) 公開日 平成12年1月11日(2000.1.11)  
 審査請求日 平成14年3月26日(2002.3.26)

(73) 特許権者 000003997  
 日産自動車株式会社  
 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地  
 (74) 代理人 100083806  
 弁理士 三好 秀和  
 (74) 代理人 100100712  
 弁理士 岩▲崎▼ 幸邦  
 (74) 代理人 100087365  
 弁理士 栗原 彰  
 (74) 代理人 100100929  
 弁理士 川又 澄雄  
 (74) 代理人 100095500  
 弁理士 伊藤 正和  
 (74) 代理人 100101247  
 弁理士 高橋 俊一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】自動車用フィニッシャの結合構造

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

ドアパネルの縦面の室内側及び該ドアパネルの底面側の側方側を覆い且つ前記ドアパネルに取付けるための取付具が配設されると共に該取付具により所定ストローク分係合されることで上部が前記ドアパネルに支持される第1フィニッシャ本体と、前記ドアパネルの底面側の中央部を覆うと共に前記ドアパネルに支持される第2フィニッシャ本体とによりなり、該第2フィニッシャ本体の表面側の端部に、第1フィニッシャ本体の端部を重ね合わせた状態で結合する自動車用フィニッシャの結合構造であって、

前記第2フィニッシャ本体の表面側の端部には、前記第1フィニッシャ本体の端部をガイドするガイド面と、前記第1フィニッシャ本体の端部の左右方向の位置を規制する規制壁と、前記ガイド面から少なくとも前記所定ストローク分上方に延在されてなる延長壁とが形成されてなることを特徴とする自動車用フィニッシャの結合構造。

## 【請求項2】

請求項1に記載の自動車用フィニッシャの結合構造であって、

前記第1フィニッシャ本体の端部の木端面は、前記第2フィニッシャ本体の規制壁に、当接してなることを特徴とする自動車用フィニッシャの結合構造。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

## 【発明の属する技術分野】

この発明は、自動車用フィニッシャの結合構造に関する。

10

20

**【0002】****【従来の技術】**

従来の自動車用フィニッシャの結合構造としては、ドアパネルの縦面の室内側及び該ドアパネルの底面側の側方側を覆う合成樹脂製の第1フィニッシャ本体と、前記ドアパネルの底面側の中央部を覆う同じく合成樹脂製の第2フィニッシャ本体とよりなり、該第2フィニッシャ本体の表面側の端部に、第1フィニッシャ本体の端部を重ね合わせた状態で結合する構造になっている（類似技術として、実開昭64-45525号公報参照）。

**【0003】****【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、第2フィニッシャ本体に対して第1フィニッシャ本体を取り付ける時に、10 第1フィニッシャ本体の位置を決める手段が第2フィニッシャ本体にないので、第2フィニッシャ本体の端部と第1フィニッシャ本体の端部とが開いてしまったり、第2フィニッシャ本体の端部の表面側に第1フィニッシャ本体が積載される本来の取付位置とならずには、第2フィニッシャ本体の端部の裏面側に第1フィニッシャ本体が入り込んでしまうおそれがある。

**【0004】**

この発明は、このような従来の技術に着目してなされたものであり、第2フィニッシャ本体に対して第1フィニッシャ本体を適正且つ容易に取り付けることができる自動車用フィニッシャの結合構造を提供するものである。

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

請求項1に記載の発明は、ドアパネルの縦面の室内側及び該ドアパネルの底面側の側方側を覆い且つ前記ドアパネルに取付けるための取付具が配設されると共に該取付具により所定ストローク分係合させることで上部が前記ドアパネルに支持される第1フィニッシャ本体と、前記ドアパネルの底面側の中央部を覆うと共に前記ドアパネルに支持される第2フィニッシャ本体とよりなり、該第2フィニッシャ本体の表面側の端部に、第1フィニッシャ本体の端部を重ね合わせた状態で結合する自動車用フィニッシャの結合構造であって、前記第2フィニッシャ本体の表面側の端部には、前記第1フィニッシャ本体の端部をガイドするガイド面と、前記第1フィニッシャ本体の端部の左右方向の位置を規制する規制壁と、前記ガイド面から少なくとも前記所定ストローク分上方に延在されてなる延長壁とが形成されてなることを特徴とする。30

**【0006】**

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の自動車用フィニッシャの結合構造であって、前記第1フィニッシャ本体の端部の木端面は、前記第2フィニッシャ本体の規制壁に、当接してなることを特徴とする。

**【0007】****【発明の効果】**

請求項1に記載の発明によれば、第1フィニッシャ本体の上部をドアパネルに係合支持した後に、予めドアパネルに固定してなる第2フィニッシャ本体の表面側の端部のガイド面に沿って、第1フィニッシャ本体の端部を移動させることができるので、ドアパネルの室内側に第1フィニッシャ本体を容易に覆うことができる。40

**【0008】**

また、第2フィニッシャ本体の表面側の端部の規制壁でもって、第1フィニッシャ本体の左右方向の位置が規制されるので適正な位置に第1フィニッシャ本体を配することができる。

**【0009】**

更に、第2フィニッシャ本体の表面側の端部に延長壁が形成されてなるので、第1フィニッシャ本体をドアパネルに支持する際に、第2フィニッシャ本体の上端部から第1フィニッシャ本体の下端部が内側に入り込むのが防止されるので、容易な取付が可能となる。

**【0010】**

請求項 2 に記載の発明によれば、前記第 1 フィニッシャ本体の端部の木端面は、前記第 2 フィニッシャ本体の規制壁に当接するので、第 1 フィニッシャ本体の下端部は、該規制壁に沿って下側に配されるので、取付が容易である。

【 0 0 1 1 】

【発明の実施の形態】

以下、この発明の好適な一実施形態を、図 1 ~ 図 3 に基づいて説明する。符号 1 はドアパネルであるバックドアパネルであって、アウタパネル 2 とインナパネル 3 とよりなり、上端部のフランジ部 4 には、シール部材 5 を介してリアウインドパネル 6 が支持されている。符号 7 は、テールエンドパネルで、該テールエンドパネル 7 に支持されたストライカ 8 に、図示を省略したドアロック装置が噛合することで、前記バックドアパネル 1 は、テールエンドパネル 7 に閉じた状態で保持される。 10

【 0 0 1 2 】

符号 10 は、合成樹脂製のバックドアフィニッシャで、第 1 フィニッシャ本体 11 と、第 2 フィニッシャ本体 12 とよりなる。

【 0 0 1 3 】

前記第 1 フィニッシャ本体 11 は、前記バックドアパネル 1 のインナパネル 3 の縦面 3a の室内 RM 側及び該バックドアパネル 1 のインナパネル 3 の底面 3b 側の側方側、つまり図 2 の車両中央部 0X に対して左側 LH と右側 RH とをそれぞれ覆うように、縦面 11a と底面 11b、11b とを有する。該第 1 フィニッシャ本体 11 は、上部 11c を前記バックドアパネル 1 のフランジ部 4 に係合支持してなり、図 1 の寸法 L が、該フランジ部 4 に第 1 フィニッシャ本体 11 を取り付ける際の取付具（クリップ）CP の取付用ストロークである。 20

【 0 0 1 4 】

前記第 2 フィニッシャ本体 12 は、前記ドアパネル 1 のインナパネル 3 の縦面 3a 側の下部を覆う縦面 12a と、該縦面 12a の下側 LW に略直角に曲げられ且つ前記ドアパネル 1 のインナパネル 3 の底面 3b 側の中央部 0X を覆うように自動車後ろ側 RR に延在されてなる底面 12b とを有する。該第 2 フィニッシャ本体 12 は、前記ドアパネル 1 のインナパネル 3 の底面 3b に支持してなる。図 2、図 4 の符号 UP は、上側を意味する。

【 0 0 1 5 】

該第 2 フィニッシャ本体 12 の縦面 12a の表面側の左側 LH と右側 RH との端部 12c には、第 1 フィニッシャ本体 11 の底面 11b、11b の内側の端部 11d、11d を重ね合わせた状態で結合するものであって、前記第 1 フィニッシャ本体 11 の底面 11b、11b の内側の端部 11d、11d をガイドするガイド面 13 と、前記第 1 フィニッシャ本体 11 の底面 11b、11b の内側の端部 11d、11d の左右方向の位置を規制する規制壁 14 と、前記第 1 フィニッシャ本体 11 の取付時の取付具（クリップ）CP の少なくとも取付用ストローク L 分だけ上方に延在されてなる延長壁 15 とが形成されてなる。 30

【 0 0 1 6 】

前記ドアパネル 1 のインナパネル 3 の底面 3b 側の側方側を覆う前記第 1 フィニッシャ本体 11 の底面 11b、11b の端部 11d、11d の木端面は、図 3 に示すように、前記第 2 フィニッシャ本体 12 の規制壁 14 に、当接してなる。 40

【 0 0 1 7 】

そして、前記ガイド面 13 より更に左側 LH と右側 RH との端部にフランジ部 16 が形成されて、第 2 フィニッシャ本体 12 の強度を向上している。符号 17 は、前記ドアパネル 1 のインナパネル 3 の底面 3b の図示しない係合穴に係合されてなるクリップである。また、図 5 の符号 18 は、前記ストライカ 8 に係合離脱自在なロック装置のラッチ用の逃げ穴である。

【 0 0 1 8 】

以上の構成の自動車用フィニッシャの結合構造であるから、次に、その作用について説明する。

【 0 0 1 9 】

前記第1フィニッシャ本体11の上部11cをドアパネル1のフランジ部4に係合支持した後に、予めドアパネル1のインナパネル3の底面3bに固定してなる第2フィニッシャ本体12の縦面12aの表面側の左側LHと右側RHとの端部12cのガイド面13に沿って、第1フィニッシャ本体11の底面11b、11bの端部11d、11dを移動させることができるので、ドアパネル1の室内RM側に第1フィニッシャ本体11を容易に覆うことができる。

【0020】

また、第2フィニッシャ本体12の縦面12aの表面側の左側LHと右側RHとの端部12cの規制壁14でもって、第1フィニッシャ本体11の左右方向LH、RHの位置が規制されるので適正な位置に、第1フィニッシャ本体11を配することができる。 10

【0021】

更に、第2フィニッシャ本体12の縦面12aの表面側の左側LHと右側RHとの端部12cの少なくとも取付用ストロークL分ある延長壁15でもって、第1フィニッシャ本体11をドアパネル1のフランジ部4に支持する際に、第2フィニッシャ本体12の上端部15aから第1フィニッシャ本体11の下端部、即ち、第1フィニッシャ本体11の底面11b、11bの端部11d、11dが内側（ドアパネル1のインナパネル3側）に入り込むのが防止されるので、容易な取付が可能となる。

【0022】

前記第1フィニッシャ本体11の底面11b、11bの端部11d、11dが木端面をなしているので、第2フィニッシャ本体12の規制壁14に当接することで、第1フィニッシャ本体11の下端部、即ち、第1フィニッシャ本体11の底面11b、11bの端部11d、11dは、該規制壁14に沿って下側LWに配されるので、取付が容易である。 20

【0023】

尚、ガイド面13、規制壁14、延長壁15、フランジ部16のそれぞれの間の稜線を丸めて（Rをつけて）面取りを施しても良い。また、上記実施形態ではバックドアフィニッシャとして合成樹脂製のものを例示したが、これに限らず、第2フィニッシャは、特に型成形可能な材質であれば適宜適用可能であり、第1フィニッシャは、木質材料を用いたものであっても良い。

【図面の簡単な説明】

【図1】自動車用フィニッシャの結合構造を示す断面図。 30

【図2】図1中矢視Aにかかる正面図。

【図3】図2中矢示SB-SB線に沿う断面図。

【図4】図2の第2フィニッシャ本体の斜視図。

【図5】図4中矢視Cにかかる斜視図。

【符号の説明】

1 ドアパネルであるバックドアパネル

2 アウタパネル

3 インナパネル

3a インナパネルの縦面

3b インナパネルの底面

4 上端部のフランジ部

10 バックドアフィニッシャ

11 第1フィニッシャ本体

11a 第1フィニッシャ本体の縦面

11b 第1フィニッシャ本体の底面

11c 第1フィニッシャ本体の上部

11d 第1フィニッシャ本体の底面の内側の端部

12 第2フィニッシャ本体

12a 第2フィニッシャ本体の縦面

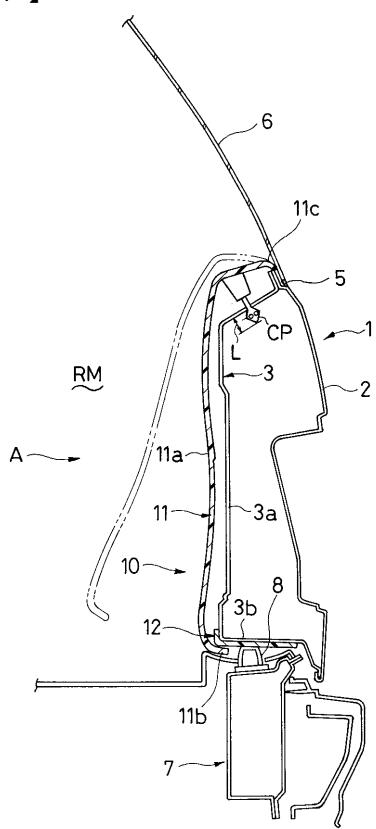
12b 第2フィニッシャ本体の底面

40

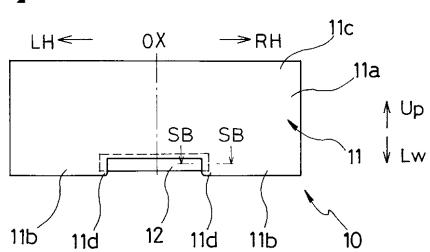
50

- 1 2 c 第2フィニッシャ本体の端部  
 1 3 ガイド面  
 1 4 規制壁  
 1 5 延長壁  
 0 X 車両中央部  
 R M 室内  
 L ストローク

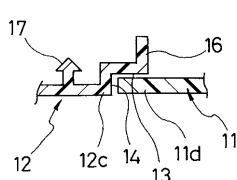
【図1】



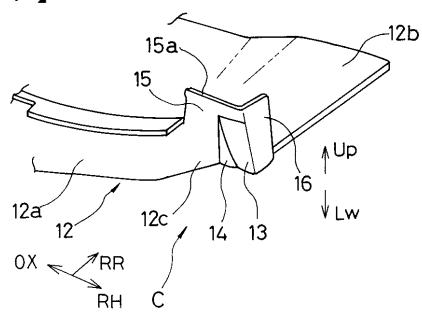
【図2】



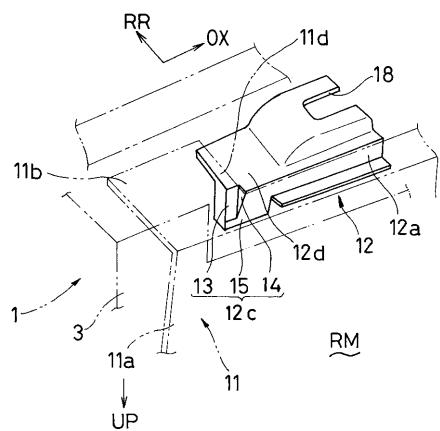
【図3】



【図4】



【図5】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100098327

弁理士 高松 俊雄

(72)発明者 小西 正晃

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地 日産自動車株式会社内

(72)発明者 稲村 夏生

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地 日産自動車株式会社内

審査官 大山 健

(56)参考文献 実開昭61-113154 (JP, U)

特開平07-304399 (JP, A)

特開平08-091050 (JP, A)

実開平01-045525 (JP, U)

特開昭60-234074 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

B60R 13/02

B60J 5/10